

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>二十六 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。第五条第十一号及び第十八条第一号において同じ。）の輸出、輸入、運搬及び処分^一の規制に^二関すること（貿易管理に関するものを除く。第五条第十一号及び第十八条第一号において同じ。）。</p> <p>2（略）</p> <p>（地球環境局の所掌事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線^一を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（水・大気環境局の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>二十六 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。第五条第十三号及び第十八条第一号において同じ。）の輸出、輸入、運搬及び処分^一の規制に^二関すること（貿易管理に関するものを除く。第五条第十三号及び第十八条第一号において同じ。）。</p> <p>2（略）</p> <p>（地球環境局の所掌事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 南極地域の環境の保護に関すること。</p> <p>五 環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線^一を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること。</p>

五 (略)

六 十 (略)

十一 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的とする事務及び事業に關すること(特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分^ニの規制に關すること並びに生物の多様性の確保に係るものを除く。)並びにその目的及び機能の一部に地球環境保全が含まれる事務及び事業に關する地球環境保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に關すること(發生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに水・大氣環境局及び自然環境局の所掌に屬するものを除く。)

(水・大氣環境局の所掌事務)

第六条 (略)

一 五 (略)

六 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に關する基準等の策定及び規制等に關すること(自動車の交通に起因して生ずる大氣の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大氣の汚染の防止に關する事務に關連するものに限る。)

七 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に關する基準等の策定及び規制等に關すること。

八 十 四 (略)

十五 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に關すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に關する環境の保全の観点からの基準等の

六 (略)

七 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に關する基準等の策定及び規制等に關すること。

八 十 二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的とする事務及び事業に關すること(特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分^ニの規制に關すること並びに生物の多様性の確保に係るものを除く。)並びにその目的及び機能の一部に地球環境保全が含まれる事務及び事業に關する地球環境保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に關すること。

(水・大氣環境局の所掌事務)

第六条 (略)

一 五 (略)

六 十 二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に關すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に關する環境の保全の観点からの基準等の

策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、第四条第一項第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事務並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

（自然環境局の所掌事務）

第七条（略）

一・二（略）

三 南極地域の環境の保護に関すること。

四・五（略）

六 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。第三十七号第七号及び第三十八号第五号において同じ。）の整備に関すること。

七〇十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること。

第三款 地球環境局

（地球環境局に置く課）

策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び地球環境局の所掌に属するもの、第四条第一項第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事務並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

（自然環境局の所掌事務）

第七条（略）

一・二（略）

三・四（略）

五 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。第三十七号第七号及び第三十八号第四号において同じ。）の整備に関すること。

六〇十一（略）

十二 前各号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

第三款 地球環境局

（地球環境局に置く課）

第二十六条 地球環境局に、次の三課を置く。

総務課

地球温暖化対策課

国際連携課

(総務課の所掌事務)

第二十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

第二十六条 地球環境局に、次の三課を置く。

総務課

環境保全対策課

地球温暖化対策課

(総務課の所掌事務)

第二十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の総括に關すること。

六 環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に關すること。

七 環境省の所掌事務に係る海外に対する広報に關すること。

八・九 (略)

(環境保全対策課の所掌事務)

第二十八条 環境保全対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 南極地域の環境の保護に關すること。

二 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に關する基準等の策定及び規制等に關すること(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄に係るものに限る。)

三 環境の保全の観点からのオゾン層の保護に關する基準等の策定及び規制等に關すること。

四 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に關する基準等の策定及び規制等に關すること。

五 環境省の所掌事務に係る国際協力に關する事務の総括に關すること。

五・六 (略)

(地球温暖化対策課の所掌事務)

第二十八条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(水・大気環境局及び国際連携課の所掌に属するものを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、専ら地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。)の防止を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及び事業に関する地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること(国際連携課の所掌に属するものを除く。)

三 環境の保全の観点からのオゾン層の保護に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

と。

六 日本環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に地球環境保全が含まれる事務及び事業に関する地球環境保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること(大気の汚染、水質の汚濁及び自然環境の変化の各分野に係るもの(地球温暖化対策課の所掌に属するものを除く。)に限る。)

(地球温暖化対策課の所掌事務)

第二十九条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務(前条第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、専ら地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この号において同じ。)の防止を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及び事業に関する地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること。

(国際連携課の所掌事務)

第二十九条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関すること。
- 二 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
- 三 環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること。
- 四 環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に関すること。
- 五 環境省の所掌事務に係る海外に対する広報に関すること。
- 六 日本環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

第四款 水・大気環境局

(大気環境課の所掌事務)

第三十二条 (略)

一・二 (略)

- 三 前二号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うものであって、大気の汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。)に限る。))。

第四款 水・大気環境局

(大気環境課の所掌事務)

第三十二条 (略)

一・二 (略)

- 三 前二号に掲げるもののほか、公害の防止に関すること(大気の汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。)に限る。))。

四 (略)

(自動車環境対策課の所掌事務)

第三十三条 (略)

一・二 (略)

三 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。)

(水環境課の所掌事務)

第三十四条 (略)

一・三 (略)

四 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

五・七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、第六条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下水を除く。)に係るもの

(土壌環境課の所掌事務)

第三十五条 (略)

一・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの

四 (略)

(自動車環境対策課の所掌事務)

第三十三条 (略)

一・二 (略)

(水環境課の所掌事務)

第三十四条 (略)

一・三 (略)

四・六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、第六条第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下水を除く。)に係るもの

(土壌環境課の所掌事務)

第三十五条 (略)

一・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの

第五款 自然環境局

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十八条 (略)

一・二 (略)

三 南極地域の環境の保護に関すること。

四〇八 (略)

九 前二号に掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること(野生生物課の所掌に属するものを除く)。

第五款 自然環境局

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十八条 (略)

一・二 (略)

三〇七 (略)

八 前二号に掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること(地球環境局及び野生生物課の所掌に属するものを除く)。